公立大学法人首都大学東京の第二期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について(案)の概要

地方独立行政法人法

- 第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の<u>中期目標の期間の終了時</u>において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる 検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

【「中期目標の期間の終了時」の考え方】

都においては、法第31条に基づく組織及び業務全般の検討を、次期中期目標の策定と一体的に実施することしている。(平成26年3月10日付東京都地方独立行政法人評価委員会幹事会決定)

組織・業務全般の検討

第二期中期目標期間の業務実績評価(平成23~26年度)

1 全体評価の概要

単年度計画に対する実績、中期計画に対する進捗という点でも**順調に成果を挙げている** (各年度とも同評価)

【主な総評】

- ○2大学1高専の特徴を活かした教育改革、研究推進及びその取組を支える環境整備を評価
- ○社会の変化に適切に対応し、存在感を示し続け、その役割を常に問い続ける必要

2 項目別評価の概要

| 評定 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|
| 1(年度計画を大幅に上回って実施) | 6 | 5 | 3 | 7 |
| 2(年度計画を順調に実施) | 44 | 45 | 45 | 40 |
| 3(年度計画を十分に実施できていない) | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 4(業務の大幅な見直し、改善が必要) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 項目数計 | 51 | 50 | 48 | 48 |



法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等について

- 1 法人の業務及び組織の必要性・有効性
- ◆教育、研究、社会貢献等の業務についての検証
- ・首都大 全学的な教育改革への取組、世界トップレベルの研究を推進・支援する体制を確立
- ・産技大 PBL(問題解決型学修)教育の推進、先進的な教育の質保証制度の導入
- ・産技高専 国際的に活躍できる技術者育成のための多様な国際化推進事業の実施
- 2大学1高専がその目的・使命を果たすため、様々な成果を挙げており、評価委員会からも評価 ⇒法人の業務である教育研究組織の運営は、その目的達成のために有効に機能しており、 法人の使命の実現に向け、引き続きこれらの取組を行っていくことが必要

【今後の課題】

○高等教育機関が集中する東京において、大都市課題の解決等に一層貢献し、社会的存在価値を向上 ○社会経済情勢の急激な変化に対応し、教育研究組織の再編成や新しいカリキュラムの開発等、絶えず検討

- 2 当該事業の運営形態としての法人の適切性
- ◆公立大学法人の特性を生かした取組についての検証
- ・有期労働契約を巡る社会情勢の変化を踏まえ、2大学1高専の特性に合わせた教員人事制度を構築
- ・都派遣職員の削減を進める一方、法人職員の計画的な採用と育成を進め、現場の業務実態や課題 に的確に対応できる**最適な体制作りを推進**
- ・経営努力により生じた剰余金を、**目的積立金として教育研究の向上等に約16億円活用** (平成26年度決算時点)

業務運営及び財政運営等の面で公立大学法人の特性を生かしており、評価委員会からも評価⇒引き続き公立大学法人の形態により運営を行っていくことが適切

【今後の課題】

○2大学1高専の取組を支えるため基盤の整備・強化が不可欠

第二期中期目標期間の総括と今後の法人事業の在り方について

- ◆ 法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される ⇒ 特段の措置を講ずる必要性は認められない
- ◆ 大学等高等教育機関を取り巻く社会経済情勢の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すため、「グローバル化が進む中での、大都市課題を解決する人材の 育成・輩出と、卓越した研究の推進」、「変化し続ける社会からの要請への的確な対応と、それを支える基盤の強化」、「東京都が設立した高等教育機関ならではの 教育研究を推進し、東京の未来への貢献」に重点的に取り組むことが期待される。